

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	市民生活部	姫戸統括支所	市民係	申請	姫戸地域振興センターの使用の許可	例規	上天草市姫戸地域振興センター条例	第4条	
2	市民生活部	姫戸統括支所	市民係	申請	姫戸地域振興センターの使用料の減免	例規	上天草市姫戸地域振興センター条例	第8条	
3	市民生活部	姫戸統括支所	市民係	不利益	姫戸地域振興センターの使用許可の取消し	例規	上天草市姫戸地域振興センター条例	第6条	
4	市民生活部	姫戸統括支所	市民係	不利益	姫戸地域振興センターの使用料の徴収	例規	上天草市姫戸地域振興センター条例	第7条	
5	市民生活部	姫戸統括支所	市民係	不利益	姫戸地域振興センターの使用に係る過料	例規	上天草市姫戸地域振興センター条例	第15条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部姫戸統括支所

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸地域振興センターの利用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第4条
基準規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第5条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) その使用が姫戸地域振興センターの施設又は設備を汚損し、若しくは損傷し、若しくは亡失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その使用の目的が、直接的な物品販売を目的としているとき。ただし、市の主催、共催、後援等の事業で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(5) その他市長が管理上必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部姫戸統括支所

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸地域振興センターの使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第8条
基準規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第8条
審査基準	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上必要と認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2 使用者が、使用に際して入場料を徴する場合は、前項の規定は適用しない。</p>
標準処理期間	1日
更新日	

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部姫戸統括支所

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸地域振興センターの使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第6条
基準規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第6条
処分基準	<p>(使用の取消等)</p> <p>第6条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 姫戸地域振興センターの管理上必要があると認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	1日
更新日	

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部姫戸統括支所

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸地域振興センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第7条
基準規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第7条
処分基準	<p>(使用料及び使用時間)</p> <p>第7条 姫戸地域振興センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを後納させることができる。</p> <p>3 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。</p>
聴聞・弁明手続	1日
更新日	

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部姫戸統括支所

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸地域振興センターの使用に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第15条
基準規定	上天草市姫戸地域振興センター条例第15条
処分基準	<p>(過料)</p> <p>第15条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	1日
更新日	